

塩竈市介護サービス事業所等物価高騰対策支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー価格等の物価の高騰の影響を踏まえ、介護サービス等の安定した提供体制の維持に資するため、市内の介護サービス事業所等（以下「事業所等」という。）に対して、塩竈市介護サービス事業所等物価高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、塩竈市補助金の交付の手続等に関する規則（平成17年規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2条 補助金の交付の対象は、令和8年4月1日の時点で、別表に定める対象サービス種別に掲げる事業を行う市内に所在する事業所等（市が運営する事業所等を除く。）とし、補助金の交付は、当該事業所を運営する事業者に対して行うものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、1事業所等につき50,000円とする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 規則第5条の規定による補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）は、塩竈市介護サービス事業所等物価高騰対策支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に、口座振込依頼書（様式第2号）を添えて、行うものとする。

2 交付申請は、規則第13条に規定する実績報告（以下「実績報告」という。）を兼ねるものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。

(1) 塩竈市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 市税に滞納があるもの

(交付の決定及び額の確定)

第5条 市長は、交付申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定し、塩竈市介護サービス事業所等物価高騰対策支援補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第3号）により当該交付申請及び実績報告を行った事業者に対し通知するものとする。

2 前項の規定による交付の決定は、規則第14条に規定する額の確定を兼ねるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのあるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表 対象サービス種別

区分	対象サービス種別
居宅介護支援	居宅介護支援
地域包括支援センター	介護予防ケアマネジメント
居宅サービス	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護 ※1
	訪問リハビリテーション ※1
	通所介護
	通所リハビリテーション ※1
	短期入所生活介護 ※2
	短期入所療養介護 ※1
	特定施設入居者生活介護
	福祉用具貸与
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
施設サービス等	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	有料老人ホーム
	サービス付き高齢者向け住宅

※1 みなし指定事業者（介護保険法による医療系サービスの事業者として指定を受けたとみなされて介護保険サービスを提供する、健康保険法の保険医療機関として指定又は許可を受けた医療機関等の事業者）を除く

※2 空床利用型を除く